

介護事業所コムスの不正事件への対応を求める意見書

介護事業所の不正申請で6月6日、グッドウィルグループ（GWG）傘下の訪問介護最大手のコムスが厚生労働省から事業の新規指定と更新を2011年12月まで行うことができない行政処分を受けた。これまでも同事業所は、「赤字」になると1,200カ所の訪問介護事業所のうち4割の閉鎖を打ち出して、事業開始1年後には4分の1に縮小するなど、サービス利用者と地域に混乱と不安をもたらしてきた。この事業所に全国で65,000人のサービス利用者があり、本市内にも10カ所の事業所があり、多くの介護サービス利用者に不安を与えている。

今回の事件の背景には、介護サービスという分野で徹底した利益第一主義経営をしてきたGWGの経営方針があり、これを可能にしてきた国の社会保障構造改革による社会保障分野への営利企業の参入規制緩和策にある。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の対応を求めるものである。

記

- 1 グッドウィルグループに対して、単に傘下企業への移行でなく、介護サービス利用者と従業員への責任を持った解決を図ることを求めること。
- 2 国は、介護利用者のサービス保障とコムス従業員の雇用を含めた救済措置をすること。
- 3 コムスの事業所がある市町村が相談窓口を設置する場合に支援をすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年6月27日

三鷹市議会議長 石 井 良 司